

自殺総合対策大綱の見直しについて

〔平成28年9月27日
自殺総合対策会議決定〕

1. 平成24年8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(以下「現大綱」という。)において、現大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていることから、平成28年から見直しに向けた検討に着手する。
2. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第23条第2項第1号の規定に基づき、平成29年夏頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行う。
3. 新大綱の案の作成に資するよう、厚生労働省において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取することとする。